（裏）

第　号
年　月　日交付

写真

独立行政法人家畜改良センター
職名
センターの理事長印
氏名
生年月日

家畜改良増殖法（抄）

（立入検査等）

第三十五条　農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査員又は地力種畜検査員に、家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、家畜の他の物件若しくは種付台帳、精液、家畜人工授精所その他家畜の飼養に関する施設の構造、設備、器具その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合にあつては、当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

２　種畜検査員又は地力種畜検査員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。